

診療記録（カルテ）等の開示について

当院では、患者さんご本人の申請により、カルテ情報の開示を受けることができます。この開示制度は、患者さんと病院との信頼関係を確保すること等を目的としています。

◇開示の対象となる患者さんの範囲

当院において、外来または入院診療を受けられた方

◇開示を申し出ることができる方

1. 患者さん本人
2. 患者さんの法定代理人（患者さんが未成年者または成年被後見人の場合）
3. 患者さんの法定相続人（患者さんがお亡くなりになっている場合）
4. 患者さんから委任された任意代理人

◇開示の方法

1. 閲覧
2. 複写（コピー）
 - ・コピー料金（白黒）
B5からA3まで1枚10円（両面コピーは1枚20円）（非課税）
 - ・コピー料金（カラー）
B5からA3まで1枚20円（両面コピーは1枚40円）（非課税）
 - ・フィルム（CD-R）は、1枚40円（非課税）

◇開示できない場合

1. カルテ情報の開示が患者さん本人の心身の状況を損なうおそれがある場合
2. カルテ情報の開示が第三者の利益を害するおそれがある場合
3. カルテ情報の開示を不適当とする相当の事由がある場合

**診療記録（カルテ）等の開示に関するご相談は、
受付⑥番窓口（1階）をお願いします。**